

令和3年3月
茨城県土木部

土木部発注工事における法定外の労働災害保険への加入について

改正品確法※において、法定外の労災保険※保険料の予定価格への反映が、発注者の責務として位置づけられたことを踏まえ、土木部では積算基準等を改定し、令和2年度から法定外の労災保険の保険料を積算に反映し、予定価格を設定しております。

以上のことを踏まえ、令和5・6年度建設工事入札参加資格審査(格付)において、法定外の労災保険の要件化を予定しておりますので、お知らせします。

また、要件化までの経過措置として、令和4年度末までの間、土木部発注工事においては、法定外の労災保険への付保の状況の確認や加入指導を行います。

建設工事を受注される皆様のうち、法定外の労災保険について未加入の事業者におかれましては、改定の趣旨をご理解いただき、すみやかに加入をお願いします。

なお、法定外の労災保険については、現在、経営事項審査の加点対象となっております。

【 問 合 せ 先 】

○制度等に関すること：茨城県土木部監理課

(TEL：029-301-4334)

○積算等に関すること：茨城県土木部検査指導課(土木工事等)

(TEL：029-301-4370)

茨城県土木部営繕課(営繕工事)

(TEL：029-301-4546)

※品確法：公共工事の品質確保の促進に関する法律

※法定外の労災保険(経営事項審査での加点要件)：

(公財)建設業福祉共済団、(一社)全国建設業労災互助会、全日本火災共済協同組合連合会、(一社)全国労働保険事務組合連合会又は保険会社との間で、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)に基づく保険給付の基因となった業務災害及び通勤災害(下請負人に係るものを含む。)に関する給付についての契約であって(a)及び(b)に該当するもの。

(a) 当該給付が受注者の直接使用関係にある職員のほか、受注者が請け負った建設工事を施工する下請負人の直接の使用関係にある職員も対象にするものであること。

(b) 当該給付が労働災害補償保険の障害等級第1級から第7級までに係る障害補償給付及び障害給付並びに遺族補償給付及び遺族給付の基因となった災害のすべてを対象とするものであること。